

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 1 日

羽幌町長 駒 井 久 晃



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

高台地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 6 月 1 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区	個人	法人
高台地区	6 経営体	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ農地を集積し、集落営農等により持続可能な地域農業を目指す